

令和5年度 第1回 南丹市市民参加と協働の推進委員会 議事録

日 時：令和5年7月18日（火）午後1時15分～午後4時30分

場 所：南丹市役所 1号庁舎 3階 防災会議室

出席者：〔委員〕古北 真里委員長、大東 貢生副委員長、高橋 博樹委員、
西田 香代子委員、奥村 幸代委員、和辻 理恵委員
平井 静男委員

〔事務局〕北村係長、吉田主事、大坪主事

1 開会

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から南丹市市民参加と協働の推進委員会を開会いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます地域振興課の北村です。委員のみなさまには、ご多用の中、ご出席たまわりましたことに厚くお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、委員の皆さまにおかれましては、前回の任期が令和5年7月8日までとなっておりますので、引き続きお世話になる委員さまと、公募委員につきましては、新たに公募を行い、前回に引き続き和辻委員と新たに奥村幸代委員にお世話になることになりました。任期については本日から令和7年3月31日までとなっております。</p> <p>それでは、平井地域振興部長より、代表して奥村委員に委嘱状をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>（委嘱状交付）</p> <p>ありがとうございました。他の委員さまにおかれましては、時間の都合上、大変失礼ですが、机の上に本日の資料と一緒に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認ください。</p> <p>それでは、最初にお一人ずつ簡単に自己紹介をいただければと存じます。</p> <p>（委員＋事務局自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。委員の皆さまには令和7年3月31日までの約2年間の任期中、様々なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の会議については、南丹市市民参加と協働の推進委員会設置要綱第5条により、冒頭に委員長・副委員長をご選出いただき、その後、委員会の進行を委員長にお委ねする流れで進めさせていただきます。</p> <p>委員改選に伴う役員の選出について、7人の中から委員長ならびに副委員長を選出したいと思いますので、ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 委員改選に伴う役員の選出について

委員	<p>委員長の役割としては、議長として委員会の進行を行うという認識でよろしいですか。</p> <p>委員長はあくまでも委員会の長として責任を負う立場であり、委員会を進行する議長は別に選出するべきではないでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。現状、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第17条において、「委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。」と定めています。</p> <p>条例の変更を行う場合は、議会の議決が必要となるため、この場で結論を出すことはできません。次回以降の委員会の議題に挙げるよう検討します。</p>

※役員選考の協議

以下の通り、選出・承認。

委員長・・・古北 真里 委員

副委員長・・・大東 貢生 委員

事務局	それでは、委員長から一言ご挨拶をいただきたく願います。
委員長	(委員長挨拶)

3 議題1 「南丹市まちづくり活動交付金」審査について

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづいて、議題に入ります前に、本日審査を頂く「南丹市まちづくり活動交付金制度」について事務局より説明させていただきます。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------

(南丹市まちづくり活動交付金 制度説明)

事務局	<p>南丹市まちづくり活動交付金は、市民の方が地域課題を解決するための取り組みに対して支援を行う制度で、前身の市民提案型まちづくり活動支援交付金をベースに内容を変更し、令和2年度から新設しました。</p> <p>事業の継続に重きを置いた支援であり、参加費や協力金など事業で得た収入を次年度に繰り越せるようにしています。また、申請し、交付決定を受けた団体は2年目、3年目と継続して補助金を申請することができますが、2年目は申請をせず、3年目に再度申請するといった年度を開けての申請はできなくなっています。同様に、2年目の申請で不交付となった団体は以降に申請する資格を失います。</p> <p>制度について、なにかこの場でご確認されたいことはありますか。</p>
委員	不交付となった団体は申請する資格を失うということですが、次年度以降にまったく違う事業内容で申請された場合は申請可能なのでしょうか。
事務局	<p>当交付金は、3年間分の事業計画の提出を必要としており、3年間で継続して行う事業を補助する主旨となっております。そのため、継続して支援を行う妥当な理由がないと2年度以降に判断され、不交付となった団体は、再度の申請は不可としております。</p> <p>また、なるべく新規の団体を補助する方向性で考えているため、まったく違う事業</p>

	<p>内容であっても同じ団体の再度の申請は不可としております。</p> <p>ただし、1年目の申請で不交付となった団体は、違う事業内容での再度の申請を可能としております。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項に入ります。</p> <p>ここからの進行については、委員長をお願いします。</p>

委員長	<p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議題1「審査について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議題1「審査について」について提案します。</p> <p>(議題1「審査について」に基づき提案)</p> <p>審査は、委員7名で行っていただきます。</p> <p>審査項目は6項目です。それぞれの項目に対し、「適切(○)」・「不適切(×)」・「どちらともいえない/部分的に不適切/条件付き適切(△)」の3段階で評価を決定いただきます。</p> <p>「審査項目」は次のとおりです。</p> <p>①課題の公共性の有無 地域の公共的な課題が明示されているか。 不適切例：親睦や営利を目的とした事業</p> <p>②課題と事業内容の関連性 課題や目的に即した取組みが提案されているか。 不適切例：課題が不明確な事業、課題と取組み内容に繋がりのない事業</p> <p>③実現性 事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。 不適切例：参加者が見込めない事業</p> <p>④自立性 団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っているか。 不適切例：外部への委託のみで構成されている事業</p> <p>⑤継続・発展性 事業が後年も継続する手法が人員名・資金面ともに図られているか。 不適切例：単発イベント、人員や資金の確保に対する取組みが計画されていない事業</p> <p>⑥創造性 新規性があり(既存事業との違いが工夫されており)、地域の状況に応じた課題を解決するための取組みが考えられているか。</p>

不適切例：事業主体（対象団体）が通常行うべき経常的な活動に関する事業（地域の清掃活動、構成員の内部研修など）

また、4年目・5年目の事業の審査については、先述の6項目に加え、2項目審査します。

・事業効果があるか

3年間の取組みにより、明確な成果が出ている事業であるか。もしくは、今後、成果が見込めるものであるか。

・継続して支援を行う妥当な理由があるか

4つの項目のいずれかに該当するか審査します。

- ・事業の性質上、独自に運営資金を得ることが困難な事業である。
- ・行政が取り組むべき課題に対応する公益性の高い事業である。
- ・行政が網羅できない課題に対応する社会的重要度の高い事業である。
- ・その他（過去の活動と成果を踏まえ、審査員が妥当と判断するもの）

なお、学生団体からの提案に関しては3項目となります。

①主体性

学生団体が主体的に企画・運営している事業であるか。

不適切例：実質的に大学職員が中心となっている事業
外部への委託のみで構成されている事業

②実現性（市民団体と同様）

事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。

不適切例：参加者が見込めない事業

③発展性

事業を通じて、参加者や活動地域に関わり、その後の効果や影響が期待できるものであるか。

不適切例：活動地域や対象者と関りが低い事業
一過性の効果で終わるもの

交付の可否は、各審査項目の評価結果に応じて決定します。

全ての審査項目が「○」もしくは「△」と評価された場合を交付決定、いずれかの審査項目が「×」と評価された場合を保留、全ての審査項目が「×」と評価された場合を不交付と、交付の可否について決定します。

保留となった団体には8月8日にプレゼン審査を行います。該当する団体には不適切の理由を報告し、任意形式のプレゼンを行っていただき、審査を行います。プレゼン審査の日程は募集要項にも記載しておりますので、当日出席ができない場合には不交付が確定します。

	審査について、提案は以上です。
委員長	「審査について」提案がありました。 ご意見ありましたらお願いします。
委員	今までは書面で事前審査を行ったうえで委員会で審査をしており、その名残だと思 いますが、各項目に対して○△×の評価をし、その数で交付を決定するというのは今 年度からの審査の実態に即していないと思います。この審査方法では、委員全員で話 し合い、全体の意見として明らかに不交付と判断される場合であっても、全ての審査 項目に対して×と評価されない限り不交付にならないこととなります。 また、保留と判断しプレゼン審査を団体に求める際は、いずれかの項目が不適切と 評価された場合に限らず、申請資料からのみでは読み取れない事柄に対して直接説明 を受けたいという主旨でも行うため、評価基準についての記述は削除して良いと思 います。
事務局	ご意見ありがとうございます。議題1 審査について（案）の資料から、（評価基 準）の○△×について、また「3. 交付対象の決定について」の各審査項目の評価数 によって交付決定・保留・不交付を決定する記述を削除いたします。 評価基準の評価数に限らず、審査項目について話し合い、委員全員で1つの意見と して交付・保留・不交付を決定することとします。
委員長	そのほか、ご意見ありますでしょうか。
委員	（質疑等なし）
委員長	それでは、確認した内容で審査を進めることとします。 つづいて、議題2「申請事業の審査」について事務局から説明願います。

議題2 「南丹市まちづくり活動交付金」申請事業の審査

事務局	古北委員長にも審査に入っていただきますので、審査の間の進行は事務局が務めさ せていただきます。 それでは、申請事業の審査に移ります。 今回は12件の事業について、順次事務局から事業概要の説明と協議事項を説明 し、1件ずつ審査いただきますので、よろしく願います。 (令和5年度南丹市まちづくり活動交付金事業一覧に基づき説明・協議・審査) 【審査結果概要】 交付決定 8件（市民団体5件、学生団体3件） 不交付 1件（市民団体1件） 保留 3件（市民団体3件）
委員	※審査中に出た意見について 4・5年目の団体はプレゼン審査を必須とする話ではなかったでしょうか。
事務局	前回の委員会にて、4・5年目の団体等関係なく、保留となった団体に対してプレゼ ン審査を行うという結論になったため、募集要項にもそのように記載しております。

委員	保留となった団体にはプレゼン審査を行い、4・5年目の団体に対してはプレゼン審査を必須とする。という結論だと認識しておりました。次年度の募集要項にはそのような記述にしてはどうでしょうか。
事務局	次年度のまちづくり活動交付金の募集要項の作成に関して、今年度末の委員会の議題に挙げ、認識を統一し検討したいと思います。
事務局	長時間にわたる審査をお世話になりありがとうございました。 本日の審査の結果に基づいて交付の可否と決定し、当該団体へ通知させていただきます。 また、「保留」となった事業について、協議で出た意見を事務局で取りまとめ、申請団体にお伝えし、8月8日に行うプレゼン審査の案内を送付します。 その中で1点確認ですが、保留となった団体について、プレゼン審査後にプレゼン内容に合わせて申請書の修正を依頼し、再提出後に事務局もしくは委員での書類審査を行い、問題がなければ交付、プレゼン内容が申請書に十分反映できていない場合は、不交付とすることで良いと考えますが、いかがでしょうか？
委員	※異議なし
事務局	審査については以上です。 進行を古北委員長にお返しします。
委員長	みなさま、審査お疲れ様でした。全体を通して、確認事項等ございますか。 なければ進行を事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。最後に事務局より事務連絡を数点いたします。

4 その他

事務局	「南丹市市民参加と協働の実施計画」の4年度実績と5年度計画案を作成しました。 内容については、本日は交付金審査もあり時間が限られておりましたので、次回の議題に挙げさせていただきます。 また、今回審査を頂きました12事業の他、大学提案型まちづくり活動交付金では5件の申請がありました。 大学名を次第に記載しておりますのでご参考ください。
委員	大学提案型まちづくり活動交付金については、事務局で申請を受け付け、審査を行っていることと思いますが、参考として申請事業の内容を共有していただけますでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。現在申請書の審査中ですが、事業内容について次回以降の委員会で共有させていただきます。

5 閉会

事務局	本日は、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、さらに市民活動が活発化するような取り組みを進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市市民参加と協働の推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------